

# 令和7年度岡山県重層的支援体制整備事業に係る都道府県後方支援事業 業務委託仕様書

## 1 事業の趣旨及び目的

地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めるため、市町村による任意事業として、介護・障害・子ども等各分野の既存の取組を一体的に行う「包括的相談支援事業」及び「地域づくり事業」と、新たな取組となる多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（以下「多機関協働事業等」という。）からなる「重層的支援体制整備事業」が、社会福祉法の改正により、令和3年4月から創設された。

また、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨が社会福祉法に規定された。

本事業では、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、都道府県後方支援事業として、人材研修や先進事例の紹介等の研修会の開催や、アドバイザー派遣等の技術的な助言及び支援を行う。

## 2 事業実施期間

事業実施期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

## 3 事業の内容

### (1) 気運醸成研修会の開催（1回）

- ・人材研修や先進事例の紹介等、地域共生社会の実現に向けた気運醸成のための研修会を開催する。

### (2) 市町村ネットワーク会議の開催（1～2回）

- ・市町村間の情報共有とネットワーク構築のための連絡会議を開催する。

### (3) アドバイザー派遣（4～8市町村×2回程度を想定）

- ・市町村等に事業実施の検討状況等について実態調査やヒアリング等を行い、新たに移行準備事業を開始した市町村の他、要望のあった市町村に対し、アドバイザーの派遣による技術的な助言及び支援を行う。

### (4) その他の業務

- ・連絡会議や研修会の実施後の評価と、次回研修への反映等の調整業務を行う。
- ・その他事業実施に当たって必要な事業（市町村の参考となる事業報告書の作成（HP掲載用）等）を行う。

## 4 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、県及び関係機関と連携を密にし、協力・協働のもと行うこととする。